

議案第47号 財産の取得について

学校教育部教育総務課

1 内容

朝霞市立中学校学習者用コンピュータ等の取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の予定価格2千万円以上の動産の買入に該当するために本議案を提出するものです。

2 概要

(1) 財産の種別

朝霞市立小中学校学習者用コンピュータ等

詳細	学習者用タブレット型コンピュータ	10,780台
	ケース一体型キーボード	10,780台
	管理ソフトウェア等	10,780台

(2) 契約概要

契約金額 662,970,000円(税抜)

契約方法 随意契約

仮契約日 令和8年7月27日

納期 令和8年10月30日

相手方 東京都中野区東中野2丁目6番11号
株式会社ライオン事務器
IT事業部長 横田 隆行

担当

学校教育部教育総務課学校管理係

電話463-2764